

## 東京都の最低賃金は958円です。

Q 最低賃金が引き上げられたようですか？

A 平成29年10月1日より東京都の最低賃金が958円（時間額）に改定されました。

賃金は最低額の基準が最低賃金法に定められており、都道府県ごとに定めた地域別最低賃金と産業ごとに定めた特定最低賃金（現時点、東京都は地域別最低賃金が適用）の2種類があります。事業主は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

正社員・パート・アルバイト・嘱託等の区別なく全ての労働者に適用されますが、一部の労働者（条件あり）については都道府県労働局長の許可を得ることで最低賃金額以下の賃金で雇い入れることが出来ます。

諸手当等も最低賃金として含まれますが、以下の手当等は最低賃金には含まれませんのでご注意ください。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働・休日労働及び深夜労働の手当
- ④ 精皆勤手当・通勤手当及び家族手当。

日給・月給制の方は、時間額の金額に換算して最低賃金と比較・確認して下さい。

（基本給は日給、手当は月給という時は別々に計算して合算）

\*日給額÷1日の平均所定労働時間＝時間額≧最低賃金

\*月給額÷1ヶ月の平均所定労働時間＝時間額≧最低賃金

もし最低賃金に満たない給与を支払っていた場合には、早急に賃金額を見直して頂き、不足分に関しては支払わなければなりません。

ここ例年、毎年10月に改定されていますので、1年毎に確認する必要があります。

詳しくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。